

大会決議

下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全及び浸水防除に欠かすことのできない重要な社会基盤施設であり、浸水対策、老朽化対策、未普及地域の解消、地震・津波対策、高度処理の推進、合流式下水道の改善など、多くの施策が求められています。

下水道サービスを計画的かつ継続的に住民に提供するためには、事業の執行に必要な要望額を確保するとともに、国による必要な制度の堅持、課題解決に向けた新制度の創設及び既存制度の改善や拡充が不可欠です。さらには、下水道事業の重要な財源となる地方債制度の充実、地方交付税の措置についても確実に実施されることが必要です。

国における下水道関係予算は地方公共団体の要望に十分応えられていない状況であり、今後も同様の状況が続く場合、下水道事業の持続的な運営に影響を及ぼし、国民の生活や経済活動に支障を来すことから、次の諸施策について特段の措置が講じられるよう国に対して強く要望します。

記

一、下水道事業の促進と持続的な運営を図るために、平成二十八年度社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金など下水道関係予算の要望額を確保すること。

一、浸水被害が頻発している一般市の住宅地等において、既存施設を活用した下水道整備等により、迅速かつ効率的な対策を支援する「効率的雨水管理支援事業」を創設すること。

一、下水道施設の機能確保及びライフサイクルコストの縮減を図ることができるよう、施設全体を見据えたストックマネジメント計画の策定とそれに基づく点検、調査、改築を支援する「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設すること。

一、効率的な污水处理施設の整備・運営管理推進の観点から、老朽化した既存污水处理施設の下水処理場への統合等に必要な事業を支援する「污水处理施設統合化推進事業」を創設すること。

一、下水道事業を実施している市町村が市町村合併による不利益を生じないよう、下水道管渠に係る交付対象範囲の特例措置を延伸すること。

一、下水熱の利用等を促進するため、下水道管渠を流れる下水の熱を利用する場合等において、民間事業者に支援できるよう「民間活力イノベーション推進下水道事業」の交付要件や税制措置を拡充すること。

一、下水道事業における逼迫した財政状況のもと、下水道経営の安定化を図るため、地方債制度の充実を図るとともに、引き続き下水道に係る地方交付税の総額を確保し、元利償還金への地方交付税措置を確実に実施すること。

右決議する。

平成二十七年十一月五日

下水道事業促進全国大会